

議案第115号

鹿児島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

鹿児島県公益認定等審議会条例（平成20年鹿児島県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「公益法人」の次に「若しくは公益信託（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(提案理由)

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第50条第1項に規定する合議制の機関の組織及び運営の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。